

Ⅳ 休業補償費の立てかえ

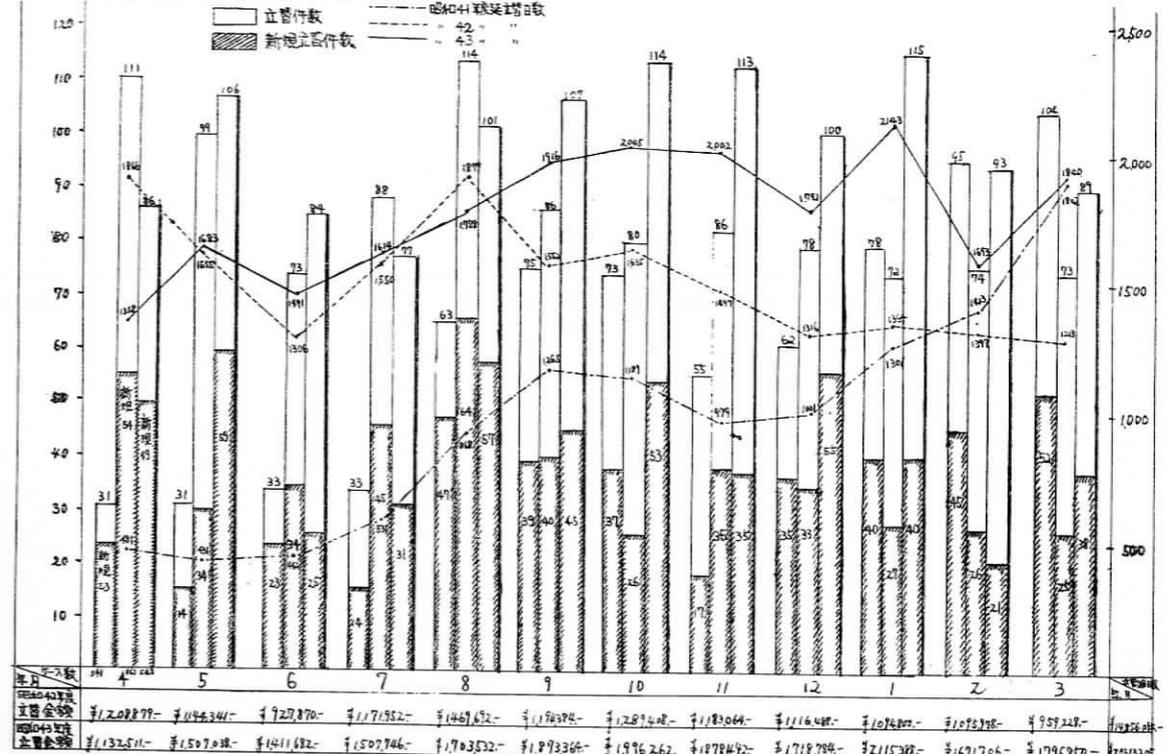
この地域の労働者は港湾運送業、建設業、陸上運送業、製造業など他産業に比べて災害のおこりやすい危険な現場で働いている。特に、昭和43年度職種別災害状況の別表を見ても分かるように港湾運送業、建設業で災害にあった労働者の数が圧倒的に多い。全国的にみても、これら産業は災害の発生しやすい産業である。大阪における状況を見ると、建設業については大阪のみならず近畿一円、いや、全国に災害がわたっているため、災害の状況をつかむことは大変困難であるが、港湾運送業については、船内荷役が昭和43年の1年間に災害件数は2,295件で、そのうち日雇労働者の災害件数は901件になっている。沿岸荷役は昭和43年1年間の災害件数は556件で、そのうち日雇労働者の災害件数は350件になっている。しかし、船内で就労している労働者のそれぞれの延労働者数に対する日雇労働者と常用労働者の災害発生割合をみると2:1になる。沿岸の場合は4.63:1の割合になる。このような割合は他の港と違い、大阪では日雇労働者に依存している率が高く、常用労働者との比では船内荷役は約4割、沿岸荷役もほぼ同様の4割を示めている。以上は港湾運送業における大阪での状態である。しかし、これらの数は管轄の労働基準監督署に関係会社が全く自主的に報告した「死傷病報告」にもとづいた結果で、実際には、当センターで扱っている災害にともなう休業補償の立てかえで、港湾運送業のA社は災害件数がこの1年間に100余件もあったが報告では50余件にしかすぎない。これは労働者災害補償保険に対する会社の認識不足もあって、あえて報告せず、会社自身の手で処理されている。特に、休業8日以内の傷病の場合にそれが見られる。以上から港湾運送業のなかで日雇労働者が占める労働災害は前述の割合より実際はもっと増えていると推定される。港湾運送業、建設業等は古くから、企業の受注が不規則であり、作業が季節、天候などによる制約を受けるため、日雇労働力に大きく依存せねばならない。特に、港湾運送業については、大阪港の特殊事情（多くの荷役が荷と港の事情でほとんどハシケで作業が行われる）で、大きく日雇労働者に依存している。これら産業の企業規模がほとんど大企業に依存している中小、零細企業で、受注のために、企業間の競争が激しく、整備が遅れている。このような理由から日雇労働力に大きく依存しているが、企業自らなさねばならぬ安全設備と安全教育の問題はどうであろうか。企業の性格が前述のごとく中小、零細企業が多く、企業間の過度競争が激しいため、とても安全設備、安全教育に力を入れる余裕がないし、力を入れなくても西成地域には安全設備や教育の必要なしに、災害を受けた労働力をおぎなう十分な

余剰労働力がある。企業自身これらの安全対策に対する意識に多くの問題がある。それは本来、古くからある根強い封建的な雇用制度と結びついた労務管理が未だ残っていて、設備の不十分さや日雇労働者を雇用した場合に起り得る訓練等に不十分なところがある。これがたな上げされて、災害の責任が、労働者自身の責任に転化されることもある。この地域の簡易宿泊所に寝とまりする労働者のなかには全国の地方や農村などから流れ込んできて、危険度の高い職場に就労する。もし、十分な施設と安全教育がなされるならば、相当数のこれら災害が減ることは明らかである。

労働災害に関する相談は、当センターの相談業務のなかで多くの部分を占め、年々、増える傾向にある。この相談は大きく分けて二通りある。一つはいわゆる労働者災害補償保険を適用させるための手続き上の相談、もう一つは労災保険適用中の休業中の生活費、即ち、休業補償費の立てかえである。手続き上の相談としては、災害に対する十分な啓蒙が不足しているところから、労働者が災害にあった際に必要な手続きをどうとらうかよく解らないという相談である。この場合、労働災害の手続きを具体的に説明し、事業所に連絡して、医療機関の診断を受け、労働災害として認めてもらう現認書を発行してもらうことである。しかし、事業所によっては災害をかくしたり、現認する者がいないといて、現認書の発行を拒否する場合がある。また、傷病の程度によって災害をかくしたり、事業主が労働者災害補償保険に加入していない場合がある。これ等手続き上の相談は比較的簡単で、多くの場合、次に掲げる休業補償費の立替えに結びついている。というのは現認書を発行する迄に時間がかかり、それだけで労働災害に関する相談が完了するのではなく、むしろ、相談はここから始まり、生活の保障の問題が緊急な課題となってくる。

休業中の生活費即ち休業補償費の立替えは、その日その日の生活に追われているこの地域の労働者にとっては生活の余裕がなく、ただちに収入が途絶えるため、緊急、且つ、深刻な問題である。一般的に休業補償費の支給は、一定期間治療を受けたうえで、医師に休業の証明を受け、事業主に傷病を受けた理由や賃金の明細等の証明を受け、管轄の労働基準監督署に請求し、早くても20日程度、遅くならば、40日以上かかって支給される。この地域の労働者にとってそんなのききなことを言っておれず、災害にあったときから毎日の生活費の立替えが必要である。港湾運送業関係で災害にあった場合は、災害が比較的多いため、これが比較的制度化されていて、多くは立替えてくれるが、土木、建設業関係で災害にあった場合は事業所が地理的に散っていて、個々別々に立替えの相談をしなければならず、また、直接、労働者を求人する

昭和43年度休業補償立替状況



事業所が下請けの末端にあり、立替え能力がない場合があって、なかなか責任を取ってくれない。一般に港湾運送業関係の事業所を除いてほとんど、他の事業所は労働者災害補償保険に対する知識が乏しく、過去に立替えをしたが、二重取りをされたとか、本人が行方不明になって、労働基準監督署から休業補償費の支給がなされなかった、ことなどから立替えをしぶる場合がよくある。これをなくし、多くの事業主が災害にあった労働者に立替えてできるよう、事業主から立替え金を預り、毎日、休業中であることを確認したうえで、立替え金を出し、必ず必要な書類を添えたうえで、事業所で精算して、手続きをする場合と、休業補償費請求者の住所をセンターに請求して、印鑑及び委任状を預り、センターが一時立替えをし、支払通知が来たら、労働者と同行して、休業補償費の支給を受け、清算するという方法で立替えをやっている。昭和43年度の休業補償費の立替えは576件、2,032万3,305円、延日数21,345日であった。災害件数576件中、職種別に見ると別表のとおり、港湾運送業は328件、57.0%、建設業が184件、31.94%、陸上運送業22件、3.8%、製造業42件、7.3%になっている。災害にあった労働者の傷病部位はほとんどが手や足で、約75%、傷病の種類は打撲、挫傷、捻挫が半数以上の55.4%、骨折25.2%、挫創16.1%、となっている。これは災害にあった労働者の仕事が単純、肉体的労働であり、機械などを使ってやる複雑な労働でないことがわかる。特に、沿岸荷役の冷蔵庫の庫内作業で災害にあつた場合、ほんのちょっとした動作が、庫内零下20度下で20~50kgにあまる冷凍魚荷役の荷を滑り落したりする場合など、この地域の未熟練労働者の災害の多いことを物語っている。

立替え金額については、別表で明らかのように港湾運送業で災害にあった労働者が半数以上を占め、昭和43年4月から休業補償費の額が港湾労働者に限って、996円から1,194円に増えたこと、全般的に物価上昇等とあいまって、賃金が若干、あがったことなどにより、大巾に立替え金額が増えている。

次に、第5表のように休業1カ月以上が約36%、2週間以上を加えると実に半数以上である。このように休業期間が延びているため、増えたともいえる。災害にあった労働者の年齢をみると、ほぼ25才から45才くらいまでが圧倒的に多い。ここでも分かるように、この地域の日雇労働者が就労する産業全てが肉体的労働が基本であるため、労働者として最も働き盛りの30代が多いこと、51才以上の労働者のうち、55才までがほとんどで、この年齢以上の労働者には働きにくいことが考えられる。逆に、20才未満はこの地域にいたって少ない。次に、災害

が発生した時間をみると、就労し始めが特に多い。これは日雇いのため、その仕事に不馴れで、また、ほとんど数名または十数名で仕事をする場合等が多いため、十分気があわず災害にあり可能性が高い。午後1～3時迄に多いのは、食事後でどうしても気がゆるんで災害が起りやすいと考えられる。午後3～5時迄も多い。これはもう少しで仕事が終わるため、これも同様に気がゆるむ結果と考えられる。午後6時以降に災害がみられるのは、港湾の場合や建設の場合が多く、就労時間がまちまちであることがよく解る。

休業補償費の立替えを受けている労働者の生活の実態はどうであろうか。立替え金額の中で最も多く支払われている金額、900円をみた場合、労働力の再生産するために必要な1日の生活費、特に、約80%近い単身者でみると、ドヤ代(簡易宿泊所や日払アパートの1日の部屋代)が第8表のごとく100円から200円が66.6%を占めているが、このうちほとんどは200円に近い。だからドヤ代を200円、三度の食事代、肉、タバコなどの支出で、すでにカツカツ、傷病を早く治すため、打撲や骨折、捻挫などの場合、特に、マッサージを受けている労働者にとっては、必要な入浴にもことかくほど、全く余裕がない場合が多い。

傷病の部位、種類などから判断して、休業が延びているのは、回復に必要な栄養がおぎなえていない結果と考えられる。生活の保障としての休業補償費は決して傷病した労働者に対する十分な補償ではなく、最低の補償だ

と言える。労働者はそのためやむを得ず節約出来る唯一の方法として食費を節約する。回復の遅れは労働者の生活の苦しさに拍車をかけるので、何とか苦しさをのがれようと、身体を無理して、休業を打ち切り、仕事に行く。まだ完全に回復していないため、再度災害にあい、身体を悪くする。災害にあった576名のうち、98名が2回目以上の災害経験者である。ひどい者になれば、ここ数年間に5～6回災害にあった者もいる。

立替えを受けている労働者のうち78.4%は単身労働者であるが、残りの21.6%は家族持ち(妻のみ13.1%、3人以上(子持ち)8.5%)の労働者で、その生活問題はさらに深刻である。殆どどの妻はパートタイムの仕事に行き、1時間100円か120円の安い賃金で、子を主人に預け、平均1日、4～5時間働く。仕事は大体飲食店や旅館(ドヤ)の掃除婦など。しかし1度、生活のリズムが狂うと、どうしようもなくなる。部屋代が何日溜った、米を買う金に不足する、子供の入学費、給食代……どうしても支払えなくなる。などなど、生活の苦しさを切々と訴えられる。職員には事情がよく分るだけに、やりばのない困惑におそわれる。いくら事情が分っていても、休業補償の立替え範囲を越えた相談では何も出来ない場合がある。そうしたときに悲しい結果がおきる。妻が生活苦に愛想をつかして、夫と子供を残して家出、その夫が子供をかかえてとび込んで来て、悲痛の涙に男泣きする。深刻な問題として、その解決のために豊かな社会保障を提起せざるを得ない。

る飯場で病気になって使いものにならなくなった労働者を、ワザワザ遠い飯場から自動車に乗せて、厚生部の玄関先に降ろす者があり、ひどいになると出産寸前の妊婦を自動車で送り付ける例もあって、職員を戸迷いさせた。このように西成労働福祉センターの福祉事業を、自分の枠内に事業の範囲をとどめることが出来ないのが、愛隣地区に存在するセンターの宿命でもある。

こんな事情であるから、日雇労働者が重病人や、行路病人となって施設に收容されると、当人から入院の身廻り品の貸与や、当座の小使銭の相談を受ける。無一文であるといえはスゲなく断ることも出来ないのが、センターは実情を調査の上、最高2,000円から500円までの病床見舞金を贈って援助をしている。

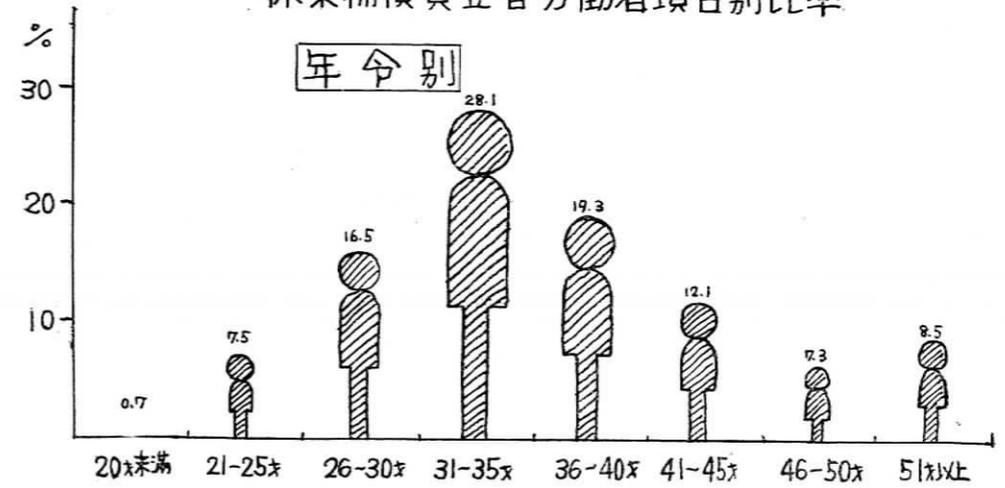
他方、この種の相談は各施設に持ち込まれるので、あいりん地区の施設の長が組織している現地懇談会に「現懇福祉基金」を設けて、これらの收容者に必要身廻り品の支給も行っている。

これは昭和42年11月から支給しているが、この福祉基金による援助は当分なくなりそうにも思えない。

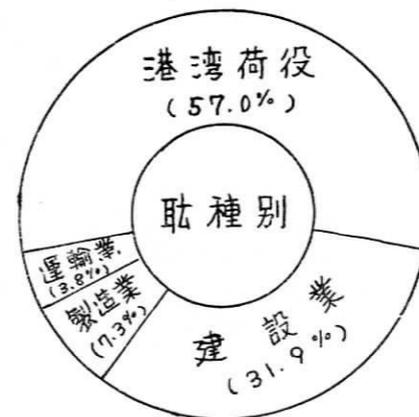
病氣見舞その他

労働福祉として、西成労働福祉センターに登録された求職者のみを福祉対策の対象に取りあげて援助することは、この愛隣地区においては、日雇労働者のすべてを登録していないかぎり、対象をしぼった援助は実際問題の処理に困難をとまらう。この地区には不特定多様な労働者が15,000名以上滞留し、その日の生活をなすため日銭稼ぎに、当然センターのあつ旋寄場を利用する。この寄場を利用することによって、日雇労働者自身が西成労働福祉センターの登録労働者である認識に立つ。従って労働福祉の対象は登録労働者の枠をはみ出した不特定多数者ということになる。例えば、日雇労働者の1人が、家族ぐるみの生活問題で相談に来た場合、それは福祉センターよりも、福祉事務所に相談するのがよいといっても、彼等はなかなか納得しない、登録労働者である場合は、病氣一入院一生活援助、すべてがセンター厚生部で見てくれるものと考えている。その例として、府下のあ

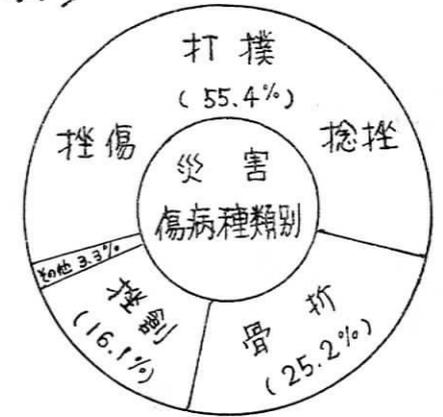
休業補償費立替労働者項目別比率



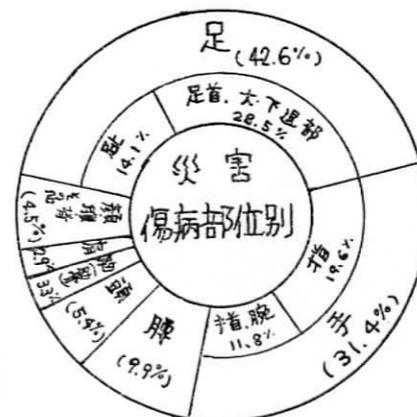
〔才一表〕



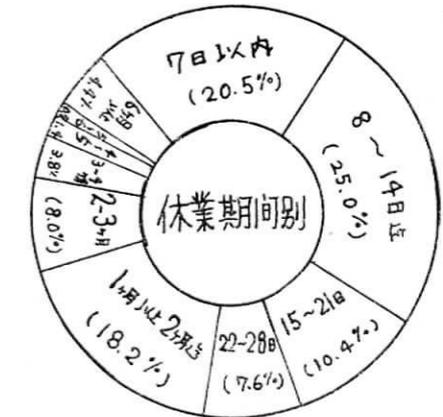
〔才二表〕



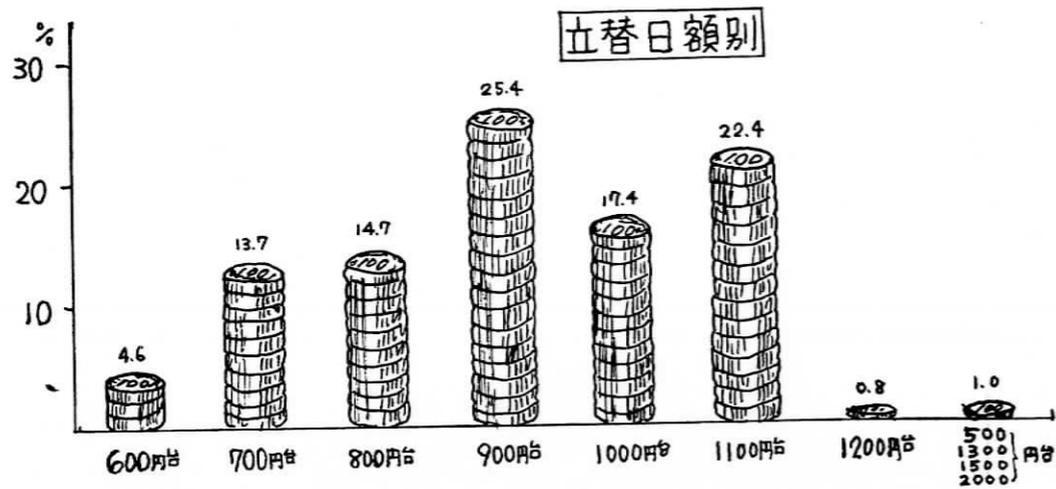
〔才三表〕



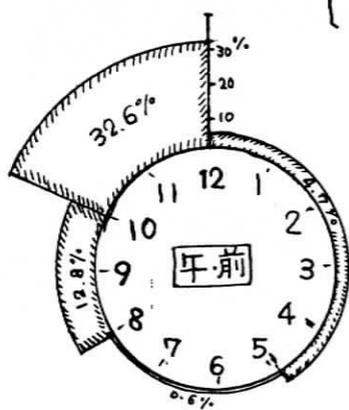
〔才四表〕



〔才五表〕

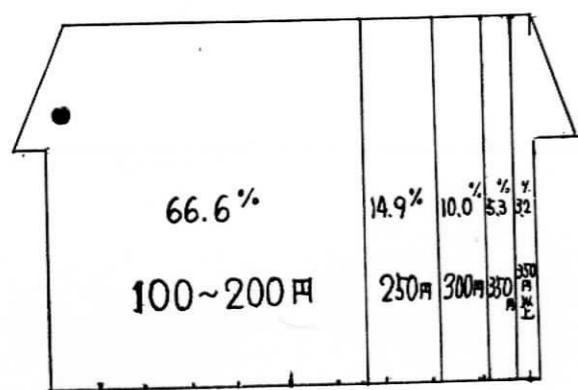


{才六表}

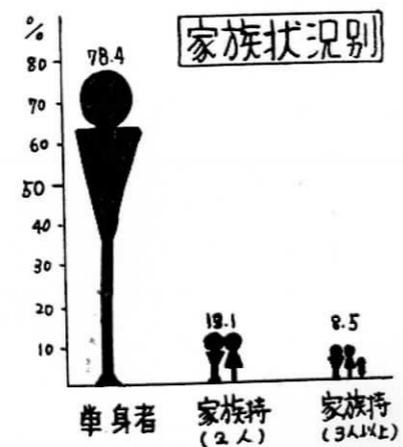


{才七表}

簡易宿泊所部屋代別



{才八表}



{才九表}

V 医療と相談の事業

センターの医療サービスの第1は、毎朝6時から、国鉄・南海両電鉄がクロスする新今宮駅前の路面でおこなはれる青空の寄り場で、あつせん業務をするセンターの移動事務所(大型バス)の中で、第2は、午前9時から夕方7時まで、センター内の診療室で、外傷の手当、施業、医療相談などを行い、第3に、診療を必要とする患者は、済生会今宮診療所に紹介して、治療する方法をとっている。

これらの詳細は別表の通り、早朝のバス内の手当は、

43年度は42年度とほぼ同数に近く、むしろ、400名近く減少している。これと反対に、医師紹介数(今宮診療所)は年々増加し、また別に、従来の内科、外科のほかは眼科、歯科の専門医療機関の設置の必要を痛感させる。取扱数を月別に見ると、厚生部の取扱も、委託医療の今宮診療所でも、季節的に変化の多い4、5月と夏の最盛期7、8月が高いことがわかる。43年度の特徴として、けんかあるいは暴力による傷害が多かったことである。毎月1日、16日は土建現場の休日、飯場の勘定をもらった労働者は愛隣地区にいわゆる「里帰り」する。その日は立飲屋は繁盛し、泥酔者は街にころがり、喧嘩が各所に

昭和43年度 医療・相談 取扱状況

医療別 月別	外傷手当		疾病手当		医療紹介	健康診断	バトカー 救急車	センター 健康相談	計	累計
	センター	バス	センター	バス						
S36.7 ~S41.3	17,169		28,851		5,921	312	55	6,694	59,002	59,002
S41.4 ~S42.3	3,297	737	4,938	12,617	3,097 (歯28・眼21)	0	41	3,611	28,338 (歯28・眼21)	87,340
S42.4 ~S43.3	3,072	891	6,470	14,868	3,357 (歯51・眼22)	0	45	3,827	32,530 (歯51・眼22)	119,870
S43. 4月	238	50	479	1,230	313 (歯7・眼2)	0	7	363	2,680 (歯7・眼2)	122,550
5	234	51	520	1,229	303 (歯14・眼2)	0	4	335	2,676 (歯14・眼2)	125,226
6	256	62	398	1,193	296 (歯7・眼1)	0	7	340	2,552 (歯7・眼1)	127,778
7	292	88	511	1,306	302 (歯5・眼6)	0	11	338	2,848 (歯5・眼6)	130,626
8	370	73	613	1,367	352 (歯5・眼4)	0	3	415	3,193 (歯5・眼4)	133,819
9	227	68	456	1,301	303 (歯8・眼2)	0	5	367	2,727 (歯8・眼2)	136,546
10	233	56	471	1,412	265 (歯2・眼2)	0	9	325	2,771 (歯2・眼2)	139,317
11	220	57	447	1,316	284 (歯5・眼1)	0	4	338	2,666 (歯5・眼1)	141,983
12	228	42	400	1,032	277 (歯2・眼3)	0	5	332	2,316 (歯2・眼3)	144,299
S44 1	198	21	426	1,060	363 (歯6・眼4)	0	7	433	2,508 (歯6・眼4)	146,807
2	263	35	426	944	237 (歯1・眼4)	0	1	300	2,206 (歯1・眼4)	149,013
3	356	67	434	1,203	271 (歯4・眼0)	0	4	329	2,664 (歯4・眼0)	151,677
計	3,115	670	5,581	14,593	3,566 (歯66・眼31)	0	67	4,215	31,807 (歯66・眼31)	

注 医療紹介総数に歯科、眼科含む

起り、夜にもなる労働者同志が強奪する「西成強盗」の出没がある。この結果は打撲傷、傷害となって、医療相談にはね返って来る。今宮診療所が酒気をおびた者の診療を断っているのに、労働者は医療を要求する。中間に立ってセンター職員は傷害の措置にまよひ、ついに救急車に連絡する仕末、心ない一部の手配師の暴力的行為については就労の民主化を押しすすめる必要が力説されている。労働者から聞かなくとも、最近万博控えての労働力の不足は、午前6時から大阪府下各地の現場の手配師がセンターあつ旋現場付近を中心に手配車を留置して、飯場への日雇労働者の呼び込みを右往左往している。その数は東田町、東入船、西入船、東四条まで拡がり、その自動車は50台を越えるといはれている。

傷害の場合センターは被害者に直ぐ、警察や、防犯コーナーに訴えることを助言しているが、彼等は後難をお

Ⅶ 年末「友の会」の貯金

その日暮して日払い賃金に明け暮れ、毎朝センターのあつ旋現場に集って来る労働者の大半は、貯蓄の余裕などあろうはずがない。それだけに歳末が近づく、日頃のんきにかまえたり、怠けている者でも、アセリが見えて来る。求人数は12月の25日から次第に先細りとなって、10分の1に減少し、大晦日と年始の数日は求人が零となる。そこで、センターはこうした困窮の打開策の一助に、かねて労働者に貯蓄心をうえつけるため、昭和37年の年末から、年末貯金の友の会を呼びかけ、毎日賃金の中から1日10円を貯金して、30回積立て、センターはこの積立金に奨励金を加算の上に、労働者に払戻しすることにし、休日の年末年始の5日間を過してもらうことにした。この友の会貯金も昭和43年度で、7年目を迎

それか、そのまま泣寝入ってしまう。就労の民主化を地域の労働者に求めるには余りに無気力である。それには、すべての地区の手配師から求人の内容をセンターに届出るよう義務づけ、労働条件の履行と監督のため、総合福祉センター設置の暁には、早朝紹介の終了した午前8時からセンター内部で自己募集の行為をなさしめるとともに、関係官署（警察署、基準署、職安所、センター）の定例連絡会議を持つなど官公署の率先した指導監督が必要である。

43年度で変わったことは、44年2月になって、「三派全学連の大学騒動」で大阪市大病院や医局にも混乱が生じ医師の派遣が不可能となり、福祉センター唯一の医療委託機関今宮診療所は、ついに2月17日から日雇労働者の受診を一部時間をかぎって休診せざるをえなくなったことである。

え、別表の通り積立金額も上昇し、昭和43年度は、1回の積立金300円の30回分、9,000円まで高額になり、センターの奨励金の加算も、1割の900円となった。この9,000円を途中解約せず、積立て終った会員は全数の90%で、本年度は最高の成績であった。

「友の会」会員の就労の経路、保険加入の有無、家族、年令を調査したが、全員の3分の1は港湾事業に従事し、残りの会員は60%が土建、40%が他（製造、運輸業）に従事している。土建に従事している労働者は、最も不安定な就労者で、彼等の就労は、当日の天候、作業量、内容に支配されて、年末は最も貯金を必要とする会員層で、センターが会員加入を奨めている対象者である。それが全員の半数に達していないことは、日々就労が不安定であることと、また保険にも加入が困難であることを示すものである。

積立貯金年末「友の会」年度別明細表

区分	S37年度	S38年度	S39年度	S40年度	S41年度	S42年度	S43年度	計
申込者総数	122名	291	333	279	435	339	455	2,254名
積立貯金総預金額	70,060円	630,500	751,200	886,600	1,456,000	1,412,400	2,708,700	7,915,460円
積立貯金入金者総数	106名	162	176	165	282	270	332	1,493名
途中解約者総数	12名	66	81	51	80	34	65	389名
その他	4名	63	76	63	73	35	58	372名
摘要	1人1口 10円 3口まで 31日～¥930 奨励金5割増 支払金額 ¥35,030	1人1口 50円 2口まで 55日～¥5,500 奨励金2割増 支払金額 ¥126,100	1人1口 100円 1口まで 55日～¥5,500 奨励金1割増 支払金額 ¥75,120	1人1口 200円 1口まで 30日～¥6,000 奨励金1割増 支払金額 ¥88,660	1人1口 200円 1口まで 30日～¥6,000 奨励金1割増 支払金額 ¥145,600	1人1口 300円 1口まで 20日～¥6,000 奨励金1割増 支払金額 ¥141,240	1人1口 300円 1口まで 30日～¥9,000 奨励金1割増 支払金額 ¥270,870	奨励金 総 支払金額 ¥882,620

Ⅶ センター登録者11,998名

登録の目的は、(1)就労の適正をはかる参考資料とする。(2)労働者の負傷または死亡など事故の場合の連絡先、本籍地などの確認。(3)日雇労働者失業保険、同健康保険の適用の準備。(4)「たずね人」相談における写真の照合などである。

ただし、求職者に対する職業指導は「登録労働者」であるなしかかわらず行なわれているし、また、労災休業補償の相談、事故相談、身上相談、家庭相談などにおいても同様である。

しかし、労働者は、(1)労働者の負傷または死亡など事故の場合の連絡先、本籍地を明らかにしておきたい。(2)登録手帳を一種の身分証明に利用したい。といった動機で「登録」する人が多い。

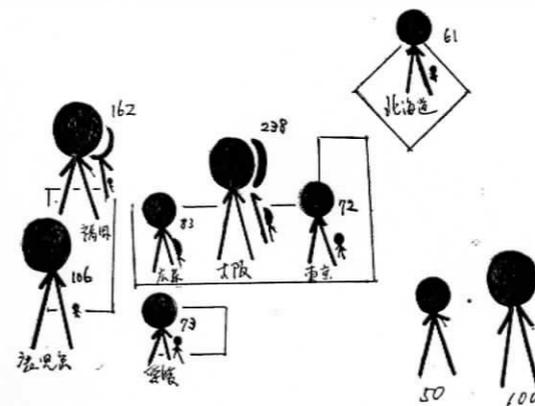
また、今年度より登録カードを単なる紙片でなく、体裁をととのえたセンター手帳に変更したことによって、「登録」の魅力を増大させた。センター手帳の内容は、登録カードプラス手帳といったもので43年度は、2,000枚発行した。そのうち当年度の新規登録労働者数は981名であったが、「登録手帳」再発行数は約1000名にのぼった。これは、従来の求職票を新しく「センター手帳」に切替えた者が多く、それに若干の紛失再発行者が含まれている。

以下の資料は、NO.A1～NO.A1,999まで1,999名分である。

出身別でみると、例年通り大阪府出身者が238名と全体の11.9%を占めて最も多く、以下福岡県162名(0.81%)、鹿児島県106名(0.63%)と次いでいる。

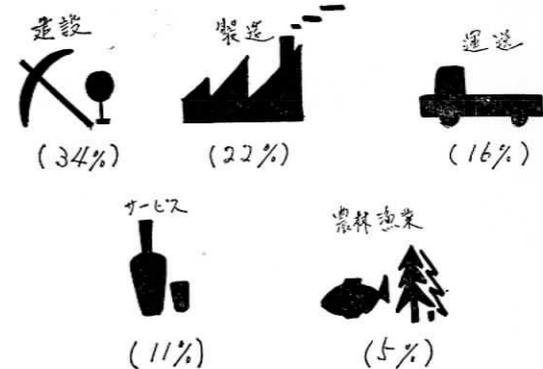
出身者数の多い府県順位にならべると、大阪、福岡、鹿児島、兵庫、広島、愛媛、東京、山口、長崎、熊本、北海道、京都、岡山、大分、宮崎、徳島、和歌山、高知、香川、三重となっている。この内、東京、北海道をのぞけば殆んどが九州、四国、中国、近畿地方と大阪以西にかたまっている。

センター登録者出身府県別



また、これらのうち、大阪、福岡、兵庫、東京、京都などを除けば殆んどが農業県であり、農村出身者の増大の傾向がみられる。

前職別にみると、建設業(34%)、製造業(22%)、運送業(16%)が多く、全体の72%にもなる。次いで多いのがサービス業(11%)、農林漁業(5%)となっている。



年令別では20才、30才、40才が1,999名中1,759名であり、全体の88%を占めている。実にたくましい労働源と見られる。

学歴別については、新中卒が全体の34%で最も多く、小学校卒(23%)、旧中卒(11%)、高校卒(11%)の順となっており、大学卒業生も15名(0.8%)含まれている。このうち学校中退の者が全体の14%を占めている。

登録労働者が西成へ来た時期の年次別内訳を比較してみると、42年が396名、43年—306名、40年—214名、41年—199名、39年—120名と、計1,238名となり、39年以降に西成へやって来た者が大半を占め、ここ数年この地区へ流動して来た労働者が可なり多く、新陳代謝のはげしさを物語っている。

Ⅷ 常用の促進—24件 雇用の奨励—19件

日雇から常用労働者になり、就労の安定をはかるための常用促進の貸付1件あたり10,000円は、本年度は24件、同支度金として、1件あたり5,000円を贈給したものの26件で、いずれも前年度より2件減少した。

あいりん地区の労働者の常用化は、その必要が痛感されながら、実際問題としては非常に困難である。その理由は、常用になっても「あいりん地区出身」と見られると、事業所内の対人関係が面白くない、常用当初の賃金単価が日雇の時よりは低い、日給が月払いになると、最初の1ヶ月の生活に困るなど、そこえもって来て、ここに住みついた労働者の多くは、自由というよりは、気ままな生活の習性にひたってしまい、時間的にも規制された常用労働のワク内にはいたたまれなくなる。

起!の相診に教為れの手しるり

こうした困難を打開する一助として、センターは常用貸付け1万円を無利子、10ヶ月返済、別に5千円を支度金として贈給し、勧奨しているのであるが、上記のように成績はあがらなかった。

この常用システムに関連し、センター登録の労働者を常用した事業主に、その技術訓練と生活指導を要請する主旨で、1件あたり8千円を3ヶ月間支給し、雇用の奨励をはかったが、これは19件にすぎなかった。これは常用された労働者の中に、1ヵ月未満で離職するものが多いことを意味し、常用がいかにむずかしいかを物語っている。

直行労働者育成—25件

常用促進に平行して、直行労働をも進める目的で、センター登録労働者で、同一事業所に6ヵ月以上、毎月11日以上就労した労働者を事業所からすいせんしてもらい、これに3千円を贈給したのであるが、PRの不足かこれも予想外に下回り、わずか25件にすぎなかった。

Ⅸ 短期の宿泊援助

愛隣地区につながる西今船町に、大阪府労働部は昭和43年末に5階建鉄筋の単身労働者の宿泊所、即ち大阪西成簡易宿泊所(南山寮)を新設した。経営は福祉法人大阪自彊館の委託経営で同一構内に建てられている。

宿泊料は自彊館と均衡をとって、1泊125円、食事は朝食70円、夕食120円の予定、部屋は8人部屋で、冷暖房設備もあり、毎日入浴も出来る新装の大浴場を設けている立派な簡宿であるが、今のところ愛隣地区の簡易アパートの気安さに押えられて、その利用をセンター厚生部に申込み日雇労働者の数は少ない。

センターでは、この南山寮を困窮労働者の短期宿泊援助に利用している。

例えば連日アブレて宿泊も食事も出来なくて厚生部にその援助を求める者、外傷で回復に短日の宿泊と食事の援助を乞う者、常用就職のための待機宿泊など、あらゆる援助に利用している。援助開始以来1年6ヵ月に亘る利用状況は1ヵ月20人平均、1月約14,000円の枠内にとどめ、怠惰者を生じないよう、よくケース・ワークして紹介している。

この短期宿泊援助は就労の機会の最も多い夏期に援助者が多いことに気が付くが、一見矛盾のように思えるものの、夏場は求人が多いだけに、アブレも多くなることを示すもので、こうした無作為の労働者の集合は常に、求人数に比例して労働者の集合数も多くなるので、従ってアブレ数も多くなるのが特性である。この傾向は医療にも各種援助にも夏期の増嵩が如実に現はれている。

年末、宿泊あっせん

12月の30日、31日になると、求人が激減し、大晦日に

朝日、毎日両社とNHKに感謝 40万円の福祉資金を寄附

朝日新聞大阪厚生文化事業団と毎日新聞大阪社会事業団はそれぞれ15万円、NHK(大阪共同募金会経由)は10万円、計40万円を、あいりん地区日雇労働者の福祉資金として、43年末センターに寄託、これで毎年末3回目のもので、深く謝意を表する次第である。

センターはこの資金をもって、日雇労働者の生活援助575名、636件、短期宿泊援助86名(延267名、436泊、1,102食)など、雨の日や年末にあふれたり、短期病気になるものの生活援助にあて、その生活と福祉の増進に資し、寄託者の厚志にこたえている。

は生活の援助(宿泊、食事)を訴えて福祉センターに来訪する日雇労働者が多くなる。これに対処するため、センターは予め、救世軍関西連隊と連絡をとり、毎年12月30日から翌年1月5日まで、救世軍の無料宿泊所の利用方を依頼している。この結果は下記のとおり、利用度の高いのは、労働福祉センターと西成地区の労働者になっている。しかし、年々その利用者も経済界の好況もあって、日雇賃金の値上りとともに減少に向っている。

救世軍キャンプに宿泊依頼したのは昭和38年末からであるが、同年の宿泊は実人員1,187名、延2,107名、このうち西成地区から行ったものと推定される数は、719名にのぼったが、年々減少して、43年度は実数324名、延1,023名、このうち西成地域から移宿したと推定される数は90名そこそこに減少している。

Ⅹ 慰安演芸会に5千名

0.62Km四方の愛隣地区に、1万数千人の日雇労働者がアパート、簡易宿、2階借間の狭隘なところで、昼間を除いて毎日、無味乾燥、単調な生活をつづけている。この地域の誰もが、労働者に対する「慰安」の必要を痛感している。したがって愛隣地区協議会をはじめ、あいりん会館、市民館、警察署、労働福祉センター或は街の有志が、こうした催しにそれぞれ計画をたててるのも、もっともなことである。

毎年4月の陽春になると、日雇労働者の文芸誌「裸」の会員が、自作自演の慰安大会を皮切りに錦秋の9月頃までは、警察署、労働福祉センター、あいりん協議会と次々に慰安大会が繰り上げられ、青空舞台の萩町公園(通称三角公園)は、各施設の競演場となる。

労働福祉センターも、昭和43年度は春秋2回の「慰安の夕べ」を開催したが、何れの会も観衆2,500名を超える盛況振りで、出演者と観衆が一体となった熱演熱狂振りは他の地区では見られないことである。



仮設のめしやで
労働者の朝食風景(午前6時30)

組 織

I 理事会

II 事務局

(1)総務部

- 事務局長 井庭邦三
- 部長 田口頼賢
- 職員 西沢栄四郎
- 羽立清晴
- 中崎隆夫
- 池田万鯉生
- 池田和美
- 安見和子
- 部長 出田哲夫
- 職員 橋本正宣
- 正信晃
- 細川順正
- 上畑恵宣
- 山上仁
- 佐藤清次

(2)職業紹介部

(3)生活職業相談部

- 部長(兼) 吉岡久寿雄
- 職員 高木千代吉
- 今島孝道
- 上畑恵宣

(4)厚生部

- 部長 吉岡久寿雄
- 職員 高木千代吉
- 今島孝道
- 山口清子
- 広瀬泰昇
- 石井昇

昭和44年7月1日 印刷
昭和44年7月15日 発行

(非売)

発行所 大阪市西成区東入船町23番地
財団法人 西成労働福祉センター
電話 641-0131(代)
編集人 松尾純雄
発行人 井庭邦三